



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail [desk@nosmoke55.jp](mailto:desk@nosmoke55.jp)  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

※以下の趣旨の要請を、岡山、新潟、北海道、山形、他の都府県知事宛にも致しました。

2020年1月28日

岡山県知事 伊原木隆太 様  
新潟県知事 花角英世 様

## 「タバコ対策・受動喫煙防止対策の委員会」等に タバコ業界を入れるべきではありません

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

謹啓

「健康おかやま21推進会議」にタバコ業界の委員が入っており（委員としてJTが、オブザーバーとしてタバコ販売組合が）、

[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/636376\\_5481345\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/636376_5481345_misc.pdf)

「新潟県たばこ対策推進協議会」にタバコ業界（JT及びタバコ販売組合）の委員が入っていますが、

<https://www.kenko-niigata.com/tobacco/niigatakenntabakotaisakusuisinnkyougikai/>

これらは基本・根本から間違っています。

日本が批准したタバコ規制枠組み条約第5条3項、及びその実施のためのガイドラインにも違反し、利益相反からも許されないことです。

即刻タバコ業界の委員を外し、オブザーバーやヒアリングにも呼ばないよう、よろしくお願いいたします。

記

1. JTは、受動喫煙の健康危害や、喫煙による肺がん等のリスクを否定し、分煙を推進し、分煙が良い、との立場なのですから、健康づくり、がん対策、受動喫煙防止対策など、タバコの健康対策において、建設的な立案や論議にあれこれ反対し妨害するのは歴史的にも判然としており、日本におけるこれらの対策が長年にわたり妨害されてきたことは、国や都道府県等自治体の多くの例が示してきております。

2. そのために、最近の都道府県などの受動喫煙防止条例等の制定立案においては、このような委員会や協議会を設けずに、あるいは設けたとしてもタバコ業界からの委員は入ることなく進められております（東京都、静岡県、大阪府、兵庫県、秋田県、広島県、神奈川県など）。

3. しかし、北海道では、「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」のための「道民の健康づくり推進協議会受動喫煙防止対策専門部会」が2019.3.11より開催され、  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/kenkou\\_judoukituensenmonbukaitop.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/kenkou_judoukituensenmonbukaitop.htm)  
当初より日本たばこ産業（J T）が特別委員として入っており（他にJ Tからの随行者が毎回1～3人）、2019/11/12の第8回会議（最終回）では、結果として「法律以上の上乘せ規制は必要ない」などの指摘があり、罰則を設けないとの結論に至った。」など、条例案は「強制力がなく、甘い」などとの批判が出ています。  
<https://notobacco.jp/pslaw/hokkaido191125.html>

※この専門部会にJ Tが委員として入っているのは、国際条約違反ではないか、との指摘（日本も批准する「たばこ規制枠組み条約」のガイドラインは、公衆衛生政策の策定や実施に関し、たばこ産業を「パートナーに加えてはならない」と規定している）が2019/11/25の北海道議会保健福祉委員会であり、鈴木直道知事は11/26の記者会見で「道民に誤解を与えかねない状況がある」と述べ、2020年3月末の任期終了で委員から外す方針を明らかにした。」とのこと。

4. また、岡山県受動喫煙防止条例（仮称）素案に対する意見募集が2020/1/16まで行われたところですが

<https://b2b-ch.infomart.co.jp/news/detail.page?IMNEWS1=1754455>、この検討委員会（健康おかやま21推進会議）にもJ Tの委員が入っており（委員とは別にタバコ販売組合からオブザーバーが1人）

[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/636376\\_5481345\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/636376_5481345_misc.pdf)

「受動喫煙防止対策に対する意見の概要」の箇所にあるように、

[https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/638831\\_5481924\\_misc.pdf](https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/638831_5481924_misc.pdf)

「喫煙者の配慮義務など改正法で十分との意見などがあつた。」など、「岡山県受動喫煙防止の条例案は不十分 医師会などが批判」とされているところです。

<https://notobacco.jp/pslaw/asahi191213.html>

5. 「新潟県たばこ対策推進協議会」にもタバコ業界（J T及びタバコ販売組合）の委員が入っており、

<https://www.kenko-niigata.com/tobacco/niigatakenntabakotaisakusuisinnkyougikai/>

このままでは、新潟県において、県民等が受動喫煙の危害から守られる対策や条例案が出されてくることは期待できないことでしょう。

6. 以上のような、健康づくり、がん対策、受動喫煙防止対策など、タバコの健康対策の委員会・協議会などにタバコ業界の委員を入れることは、日本が批准したタバコ規制枠組み条約第5条3項、及びその実施のためのガイドラインにも違反することです。

**【タバコ規制枠組み条約第5条3項、及びその実施のためのガイドライン】**

[https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/ftc\\_5-3\\_guideline\\_120506.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/ftc_5-3_guideline_120506.pdf)

- (2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。
- (3) たばこ産業とのパートナーシップや、拘束力又は法的強制力のない協定を拒否する。  
たばこ産業が公衆衛生上の目標と直接に対立するものであることをふまえ、公衆衛生政策の策定又は実施に関連するいかなるイニシアチブにおいても、たばこ産業をパートナーに加えてはならない。
- (4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。  
たばこ産業に商業上及び他の既存の利益を有する組織又は個人がたばこ規制に関する公衆衛生政策に関与することは、否定的な影響を及ぼす可能性が非常に高い。

**【勧告】**

4.8 締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、たばこ規制政策又は公衆衛生政策の策定又は実施に関わる政府機関、委員会、又は諮問グループの成員となることを許してはならない。

7. 以上のように、これらの委員会・協議会にタバコ業界の委員を入れることは、利益相反から許されないことです。

利益相反とは、外部との経済的な利益関係により公的会議や研究等で必要とされる「公正」かつ「適正」な判断が損なわれ歪められる、または損なわれ歪められるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態のことで、それにより公的会議や研究の倫理性および科学性が揺るがないことが大切とされます。

8. 以上から、標記のように、タバコの健康対策等の委員会・協議会から、即刻タバコ業界の委員を外し、オブザーバーやヒアリングにも呼ばないよう、お願いいたします。

以上